

# 「区民の声」の概要

(令和5年度 広聴事業)

令和7年 1月

墨田区企画経営室広報広聴担当

《趣旨》

この概要は、令和5年度に区民の方々から寄せられた意見、提案等の一部を、行政課題に沿って一定のキーワードで整理、分類したものです。

なお、プライバシーに関するものや、個人を特定できるもの等については一定の配慮のうえ掲載しています。

◎ 本書でいう「区民の意見、提案等」とは、広報広聴担当が所管する広聴活動として処理した次のものをいいます。

- ・ 広聴カードにより処理した意見、提案等（広聴はがき、封書、電話、メール、来訪、ファクシミリ等による通報）
- ・ 各種団体などからの請願・陳情等

◎ 本書では、寄せられた意見等を次のように表記しています。

《例》◎防災の非常持ち出し品を区民に配布してほしい。（手 33）

※1

※2 ※3

※1：意見、提案等の要旨

※2：その意見等が寄せられた広聴事業

手・・・広聴カード

陳・・・請願・陳情

※3：受付番号（手・陳のみ）

## 目 次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 《「すみだ」らしさの息づくまちをつくる》      |   |
| 1 文化観光                    | 1 |
| 《地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる》     |   |
| 2 まちづくり（建築行政・住宅）          | 1 |
| 3 土木                      | 1 |
| （1）道路                     |   |
| （2）公園                     |   |
| （3）自転車                    |   |
| 《新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる》 |   |
| 4 産業経済                    | 2 |
| 《安心して暮らせる「すみだ」をつくる》       |   |
| 5 危機管理（防災）                | 2 |
| 6 福祉                      | 3 |
| （1）福祉全般                   |   |
| （2）子育て支援                  |   |
| （3）高齢者福祉・介護福祉             |   |
| 7 保健衛生                    | 4 |
| （1）保健・健康                  |   |
| （2）生活衛生                   |   |
| 8 環境                      | 5 |
| （1）公害・環境問題                |   |
| （2）清掃・リサイクル               |   |
| 9 教育                      | 5 |
| 《区民と区が協働で「すみだ」をつくる》       |   |
| 10 スポーツ振興                 | 5 |
| 11 身近な区民サービス              | 6 |
| 《そ の 他》                   |   |
| 12 職員の接遇等                 | 6 |
| 13 区民施設                   | 7 |
| 14 その他                    | 7 |

## [資料編]

|   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 区民の声の傾向                   | 8 |
|   | （１） 広聴活動別件数               |   |
|   | （２） ご意見（広聴カードA）の内容の大分類別件数 |   |
| 2 | 広聴活動の概要                   | 9 |
|   | （１） 区長への手紙                |   |
|   | （２） 請願・陳情                 |   |
|   | （３） 中学生区議会                |   |
|   | （４） 区民相談                  |   |
|   | （５） ホームページ                |   |

## 《「すみだ」らしさの息づくまちをつくる》

### 1 文化観光

- ◎国技館５０００人の第九コンサートに合唱団員として参加したが、とても素晴らしく感動した。たくさんのボランティアの方々は優しく気配りをしてくれて、とても嬉しかった。(手７０)
- ◎よりインパクトのあるシティプロモーションを行うために墨田区のイメージモチーフとして、あらゆる場面で徹底して「北斎」を活用してもらいたい。(陳７)

## 《地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる》

### 2 まちづくり（建築行政・住宅）

- ◎古い家を解体し建て替えをした。解体の助成やセットバック工事など、他の地域では施主負担になる部分が墨田区ではかなり優遇されているとハウスメーカーから聞き、本当に感謝している。(手２０)
- ◎近隣の新築物件について、業者は周辺住民に対して十分な説明を実施していない。現場視察とともに関連業者への指導を求める。(手７６)

### 3 土木

#### (1) 道路

- ◎近隣の店舗について、店舗前の道路を不法占用している。区から改善に向けた指導をしてほしい。(手３８)
- ◎錦糸町周辺の繁華街の違法な路上駐車は、防犯上もトラブルになりかねないため、警察と連携して、車両の駐車禁止の夜間取締りの不定期巡回を行ってほしい。(陳７)

#### (2) 公園

- ◎週末、錦糸公園でのイベントが多くなり、イベント時の音量が大きいため生活や仕事に支障が生じている。公園でのイベントを月に１回とか回数を減らすなど、適切に公園使用許可をしてほしい。(手３３)
- ◎大横川親水公園にて、利用者が鳥を追い払おうとしているところを見た。区から鳥類や他の生態系に害を与えないことを発信すべきだ。(手３４)
- ◎錦糸公園でのイベントによる騒音に悩まされている。「開催数を減らす」「事前に告知する」など改善策を求める。(手６０)
- ◎公園の管理を行っている委託業者とトラブルになったため、指導をしてほしい。(手６６)

◎なつめ公園の工事について、説明会を実施してもらい、約10か月に渡る新設工事が大きな事故もなく無事終了し安堵している。孫の遊び場、防災の拠点として有効に活用させてもらいたいと考えている。担当部署の皆さんに対してお礼を伝えたい。(手75)

### (3) 自転車

◎故意に停めた放置自転車と盗まれ放置された自転車が一緒の取り扱いであることに納得ができない、対策を講じてほしい。(手4)

## 《新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる》

### 4 産業経済

◎区内の企業は技術があるのに販路開拓に苦戦しているので、すみだビジネスサポートセンター主催で名刺交換会を開催してはどうか。(手26)

◎墨田区発注工事については地元業者の活用を優先的に行ってください。(陳4)

◎事業者の連携を高めるため、新たなサプライチェーンの構築や区内製品の販路拡大につながる「地産地消」を推進するため、墨田区のホームページの「すみだ企業ガイド」を事業者同士のマッチング支援サイトに改編してもらいたい。(陳7)

◎外国人を雇用する事業者に対し、雇用主と外国人従業者本人の両方をフォローするサービスの活用促進と助成を検討してもらいたい。(陳7)

◎「新型コロナウイルス感染症対策資金」の受付期間を再延長してもらいたい。(陳7)

◎区外からも創業希望者を呼び込む積極的なアピールをしてもらいたい。(陳7)

## 《安心して暮らせる「すみだ」をつくる》

### 5 危機管理（防災）

◎世界では「人道憲章と人道対応に関する最低基準」(スフィア基準)にそって温かい食事や間仕切り、段ボールベッド、男女別洋式トイレ、授乳室、入浴施設の設置など被災者が快適に過ごせる避難所が設置されているので、墨田区でもスフィア基準にそって、避難所の改善してほしい。(陳3)

◎災害に強い安心・安全なまちづくり促進のため、墨田区、地元事業者・建設労働組合による連携と協働を図る懇談や協議の場の設置をお願いしたい。(陳4)

◎危険なブロック塀の撤去助成制度の復活と対象拡大をお願いしたい。(陳4)

◎水害から区民の命や財産を守り、生活や事業継続の現状回帰を早めるための防水版（止水板）設置の助成制度を創設してほしい。(陳4)

## 6 福祉

### (1) 福祉全般

- ◎子育て関係の給付金など低所得家庭、非課税世帯ばかりでなく、ぎりぎりやりくりしている世帯も実態調査などをし、全世帯に支援の手を広げてほしい。(手2)
- ◎墨田区価格高騰重点支援給付金について、所得による区切りで今回の給付は判断しているが、それだけの判断だけでは本当に困っている人の支援には結びつかない。本当に生活に困っている人を助けてほしい。(手25)
- ◎引きこもり対策事業を区に立ちあげてもらい感謝している。(手31)
- ◎介護タクシーにて、生活保護受給者を搬送し、請求書を送付するまでに受給者が死亡した場合の支払いについて、区が対応できないのはおかしい。(手32、手74)
- ◎墨田区のひきこもり支援事業について、とても素晴らしい取り組みだと感じた。コロナワクチンの際も早急な対応で、区民として本当に嬉しい。(手55)
- ◎2年前に墨田区で生活保護が廃止になり、他自治体へ移ったが、墨田区での生活保護受給を再開してほしい。(手73)
- ◎物価高騰による生活困窮者への直接支援を強めてほしい。(陳2)
- ◎生活保護基準において冬季加算を増額し、また、夏季加算を新設してほしい。(陳3)
- ◎生活保護業務について、これ以上委託を拡大しないでほしい。(陳3)
- ◎新型コロナによる生活困窮世帯や子育て世帯への区独自の支援策を検討してほしい。(陳4)

### (2) 子育て支援

- ◎墨田区は病児保育が少なすぎる。区で病児保育対応を増やせないのであれば、民間の病児保育利用料助成制度等の対策をしてほしい。(手12)
- ◎ホームヘルプサービスについて、利用者から個人的な重い相談を受けることがあり、業務外の負担になっている。しかし事業者へ相談しても「依頼は派遣のみでフォローはできない。」と断られてしまい、相談先がない状況である。区としてサービスの体制を考えてほしい。(手13)
- ◎保育園の辞退届について、窓口で手続きをしたにも関わらず、辞退届に関する案内が自宅に届いた。先日の手続き書類について区が紛失したのではないか。(手78)

### (3) 高齢者福祉・介護福祉

- ◎介護士が、マニュアルやルーティーンに頼りがちで、非常時の対応がなっていない、改善してほしい。(手7)
- ◎母親の福祉に関する相談でくらし・しごと相談室すみだ、特別養護老人ホーム、住宅課に伺ったが、こちらの情報が共有されておらず、解決に至らなかった。各部門を切り離すのではなく、福祉に関する総括部署を設置すべきだ。(手18)
- ◎介護業務員が業務外の仕事を任されている可能性があるため、調べてほしい。(手54)

- ◎介護保険被保険証の記載事項に納得がいけないため、変更・削除してほしい。(手68)
- ◎高齢者の自立を支える区独自の高齢者福祉・介護サービスの拡充をしてほしい。(陳4)

## 7 保健衛生

### (1) 保健・健康

- ◎妊婦超音波受診票の交付が自分が申請した2日後の4月1日なら4枚得られたことを後で知った。なぜ墨田区はこのような区民にとって有益な情報を事前にホームページや区報で公表しないのか、また、当日の受付でもそのようなことを助言してくれなかったことが非常に不満だ。(手14)
- ◎出産・子育て応援交付金給付事業について保健計画課に書類をいつ発送するのか問い合わせたところ、10月としか回答してもらえなかった。上旬、中旬などもう少し回答の仕方があると思う。対応の改善を求める。(手40)
- ◎前立腺がん検診の申し込みを、大腸がんや肺がんと同じように特定健診と同時に実施してほしい。(陳3)
- ◎骨粗しょう症検診の年齢制限はなくなったが、保健所だけで検査するのではなく、最寄りの医療機関でも受診できるようにしてほしい。(陳3)
- ◎「墨田区健康区宣言」は昭和59年に宣言されているもので、この間健康に関する考え方や区民を取り巻く環境が変化していることから、見直しが必要なのではないか。(陳3)
- ◎後期高齢者歯科健康診査事業の対象年齢に83歳、85歳を追加してほしい。(陳10)

### (2) 生活衛生

- ◎自宅周辺に民泊があり、夜中まで窓を開けて音楽を流すなど、騒音に悩まされている。生活衛生課、警察にも相談済みだが、都度通報するなどの話にまとまり、根本的な解決には至っていない。税金を納めている住人の暮らしに悪影響でしかないため、そもそも民泊の必要性から考え直してほしい。(手11)
- ◎近隣の民泊業者について、周辺住民への説明が不十分であり、不信感がある。トラブルが予想されるため、暮らしやすいまちづくりに向けて民泊に関する区独自のルールなど作ることができないものか。(手77)
- ◎旅館業施設が地域に出来ることにより様々なリスクの懸念があることから、当該旅館業施設に対して区が旅館業の営業を許可することに反対をする。(陳12)
- ◎散歩をしている犬のおしっこやふんで自宅前を汚されてしまうことがある。犬用のオムツの利用を推奨してもらいたい。(手50)

## 8 環境

### (1) 公害・環境問題

- ◎近所の薬局が早朝から物品の出し入れをしていてうるさくて眠れない。何とかしてほし

い。(手４６)

◎省エネ促進に区民と区内建設業者が利用しやすい制度として、拡充、既存制度の助成額増額をお願いしたい。(陳４)

## (２) 清掃・リサイクル

◎近所のごみ集積場所がペットの尿で汚されていることに関して要望したところ、迅速に対応してもらい感謝している。(手９)

◎コロナはまだ終息していないと思っているのに、ごみの回収方法が変更になるのは納得がいかない。やめてほしい。(手４５)

## ９ 教育

◎先日の新聞で、２３区中墨田区だけが学校給食費の値上げを行うと知った。無償化に動いている区もあるなか、時代に逆行しているのではないか。(手８)

◎学校でいじめがあったため、対応していただきたい。(手２１、手５１)

◎給食費の無償化をお願いしたい。(手２２)

◎子ども達に毎日おいしい給食を作ってもらいとても感謝している。一方で、給食費無償化により給食の質が落ちるようなことがあるのであれば、給食費の支払いを復活させても良いと思う。(手４９)

◎幼稚園の入園願書を提出したところ、幼児数が少ないことを理由にクラス編成はしないと説明を受けた。規定にクラス編成の最低人数については記載されておらず、この対応はおかしい。(手６５)

## 《区民と区が協働で「すみだ」をつくる》

### １０ スポーツ振興

◎週末、祝日のテニスコートの一般利用が減り続けている。区のコートで行う軟式・硬式の区民大会の日数を減らしてもらえないか。一般ユーザーも気候の良い季節にテニスコートを使う機会を与えてほしい。(手１９)

◎錦糸公園テニスコートの利用時間と更衣室とトイレの利用時間の終了時間が一緒なので、ぎりぎりまでテニスをしていたら更衣室で着替えることができないので困る。(手２８)

◎猛暑の中スポーツに打ち込み、練習をする全ての子ども達を熱中症事故から守るために、区は各スポーツ団体に熱中症対策について注意喚起する通達を出してほしい。また、長時間練習や熱中症アラートの出ている日については、練習や試合中止の基準を区が決めてほしい。(手３９)

## 1 1 身近な区民サービス

- ◎選挙の5日前にもかかわらず入場整理券が届いていない。問い合わせたところ、入場整理券が無くても投票は可能との回答だった。なくても良い物ならば必要性はあるのか。調べたところ、知り合いにも未着の家があったが、適当に仕事をしているのではないかと。(手6)
- ◎相続手続きが発生し、精神的に追い詰められていたが、おくやみコーナーの担当者の温かい対応のおかげで力づけられた。(手48)
- ◎マイナンバーカードの申請手続きの際、職員の確認不足が原因でパスワードを同一のものに設定されてしまった。変更には後日来庁する必要があるとのことだったが、職員から誠意のある謝罪がなかった。(手59)
- ◎マイナンバーカードを取得しないことによって、自治体が実施する住民サービスや行政利用に際し、不便・不利益が生じないようにしてほしい。(陳2)
- ◎後期高齢者医療保険証は高齢者が利用することを考慮し、負担割合の文字を大きな文字にしてほしい。(陳3)

## 《その他》

### 1 2 職員の接遇等

- ◎土木管理課の電話での対応が横柄で高圧的だったので、納得がいかない、改善してほしい。(手1)
- ◎窓口課での迅速な対応に感謝している。(手5)
- ◎夕方5時過ぎに対応した窓口課の職員の対応が不快だった。(手16)
- ◎向島保健センターの保健師に病気を理由に差別的な対応をされた。墨田区では病気を持っているものに差別的な対応をするのか。(手17)
- ◎窓口で対応してくれた職員のスマートで親切な仕事ぶりに感動した。感謝している。(手36)
- ◎安全支援課の職員の対応が素晴らしく、奉仕の気持ちが伝わるものだった。(手37)
- ◎マイナンバーを作成し、実際に使用してデータを見たが、その際紐づけに同意していない年金の情報も見ることができた。そのため、年金の情報を削除できないか国保年金課に問い合わせたところ国の事業なので国の担当を案内された。その後国や関係機関に連絡したが、結局入力については各自治体に任されているとの回答を得た。区が登録に対して任されているのなら最初の問い合わせの時にしっかり回答するべきだ。(手43)
- ◎担当ケースワーカーの変更と他の住居への引越しを希望する。(手44)
- ◎両国屋内プールの職員から差別的だと感じる対応を受けた。(手56)
- ◎窓口課で世帯分離の手続きを行ったが、職員が内容確認をする際に「〇〇さんを追い出すってことですね。」という表現を使った。非常に不適切な表現である。(手57)
- ◎母とマイナンバーカードの受け取りに行った際、皆さんに優しく丁寧に対応してもらい感謝している。(手63)

- ◎本所保健センターの職員について、対応に問題がある。(手69)
- ◎通院している歯科医院について、保健計画課に相談をしたところ、対応した職員がとても良い方だった。困ったこと一つ一つに対して丁寧に回答してもらえた。(手71)
- ◎交換手について、内容をヒアリングされ、担当部署へ繋がると内容が正確に伝わっていないことや、相談先が違うことがよくある。改善してほしい。(手72)

### 1.3 区民施設

- ◎梅若橋コミュニティ会館の治安が悪くなっているため、対応してほしい。(手24)
- ◎区立小中学校・保育園・幼稚園のバリアフリー化・トイレ改修(洋式化等)を児童生徒などの就業環境改善と緊急時の避難場所の整備の観点から推進してほしい。(陳4)
- ◎八広児童館移転後に現施設をコミュニティセンターや地域集会所として再整備してほしい。(陳5)
- ◎老朽化した区内公共建築物について、積極的に大規模修繕や建て替えを進めてもらいたい。(陳7)
- ◎区が管理している亀沢二丁目24番地の空地进行地域の住民が共に活動できる憩いの場、子どもたちが安全に遊べる遊び場に整備してほしい。(陳8)

### 1.4 その他

- ◎シルバー人材センターとの屋外作業を主なものとする契約(清掃や除草、広報紙配布等)締結に際し、「高温注意報」「熱中症嚴重警戒」等が発令または発令が見込まれる場合、作業時間帯を早朝に繰り上げるなどの変更等を可能とする取決め(仕様書等への記載)を事前に行ってほしい。(陳6)

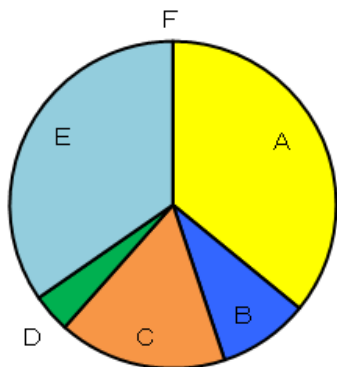
## [資 料 編]

### 1 区民の声の傾向

#### (1) 広聴活動別件数

区民の声（広聴カードA）として集約した意見等は全部で78件。

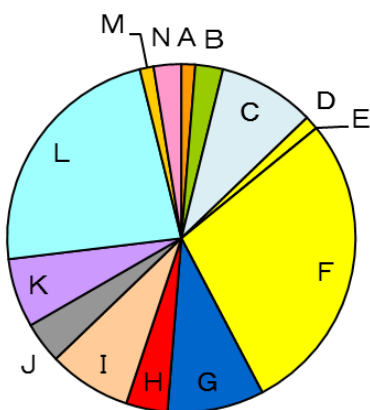
広聴電話またはインターネットを利用する割合が多く、合計でのご意見・ご要望は55件で、全体の70.5%となっている。



|     |        | 件数 | 割合    |
|-----|--------|----|-------|
| A   | 広聴電話   | 28 | 35.9% |
| B   | 区長への手紙 | 7  | 9.0%  |
| C   | 来訪     | 13 | 16.7% |
| D   | メール    | 3  | 3.8%  |
| E   | ホームページ | 27 | 34.6% |
| F   | その他    | 0  | 0.0%  |
| 合 計 |        | 78 | 100%  |

#### (2) ご意見（広聴カードA）の内容の大分類別件数

区民の声のご意見の内容の大分類別件数を多い順に見ると、福祉（22件）、職員の待遇等（18件）、土木、保健衛生（7件）となっている。



|     |           | 件数 | 割合    |
|-----|-----------|----|-------|
| A   | 文化観光      | 1  | 1.3%  |
| B   | まちづくり     | 2  | 2.6%  |
| C   | 土木        | 7  | 9.0%  |
| D   | 産業経済      | 1  | 1.3%  |
| E   | 危機管理      | 0  | 0%    |
| F   | 福祉        | 22 | 28.2% |
| G   | 保健衛生      | 7  | 9.0%  |
| H   | 環境        | 3  | 3.8%  |
| I   | 教育        | 6  | 7.7%  |
| J   | スポーツ振興    | 3  | 3.8%  |
| K   | 身近な区民サービス | 5  | 6.4%  |
| L   | 職員の待遇等    | 18 | 23.0% |
| M   | 区民施設      | 1  | 1.3%  |
| N   | その他       | 2  | 2.6%  |
| 合 計 |           | 78 | 100%  |

## 2 広聴活動の概要

### (1) 区長への手紙

区民から、日常生活の中での身近な問題や区政に対する意見・提案などが、手紙や電話をはじめ様々な手段で区長あてに寄せられる。これらを広報広聴担当の事務処理上、「区長への手紙」と総称している。この「区長への手紙」は広報広聴担当で受け、区長まで供覧するとともに、所管課に配付している。所管課は、迅速に対応し、その結果を通報者に回答している（「広聴カードA」による処理）。また、各所管課が直接受けた区民の意見・提案等のうち、区政に反映すべきと判断されるものについては、広報広聴担当を通じて区長に報告している（「広聴カードB」による処理）。

広聴カードで対応した意見・提案の中で特に重要な項目については、部長会や広報広聴連絡総合調整課長会議等で報告するほか、広く区民に周知したほうが良いと思われる意見・提案については「墨田区のお知らせ」の「みんなのこえ」欄やホームページで紹介している。令和5年度は、「広聴カードA」により対応したものが78件、「広聴カードB」により所管課から報告があったものが5件あった。

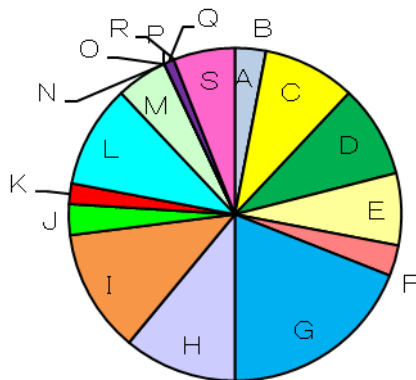
なお、「広聴はがき」は、主な区立施設の広報スタンドに備えてある。

#### ■ 5年間の推移（広聴カードA・広聴カードB）

|    | 5年度 | 4年度 | 3年度 | 2年度 | 元年度 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 83  | 76  | 101 | 138 | 141 |

#### ■ 令和5年度集計表

所管部別内訳



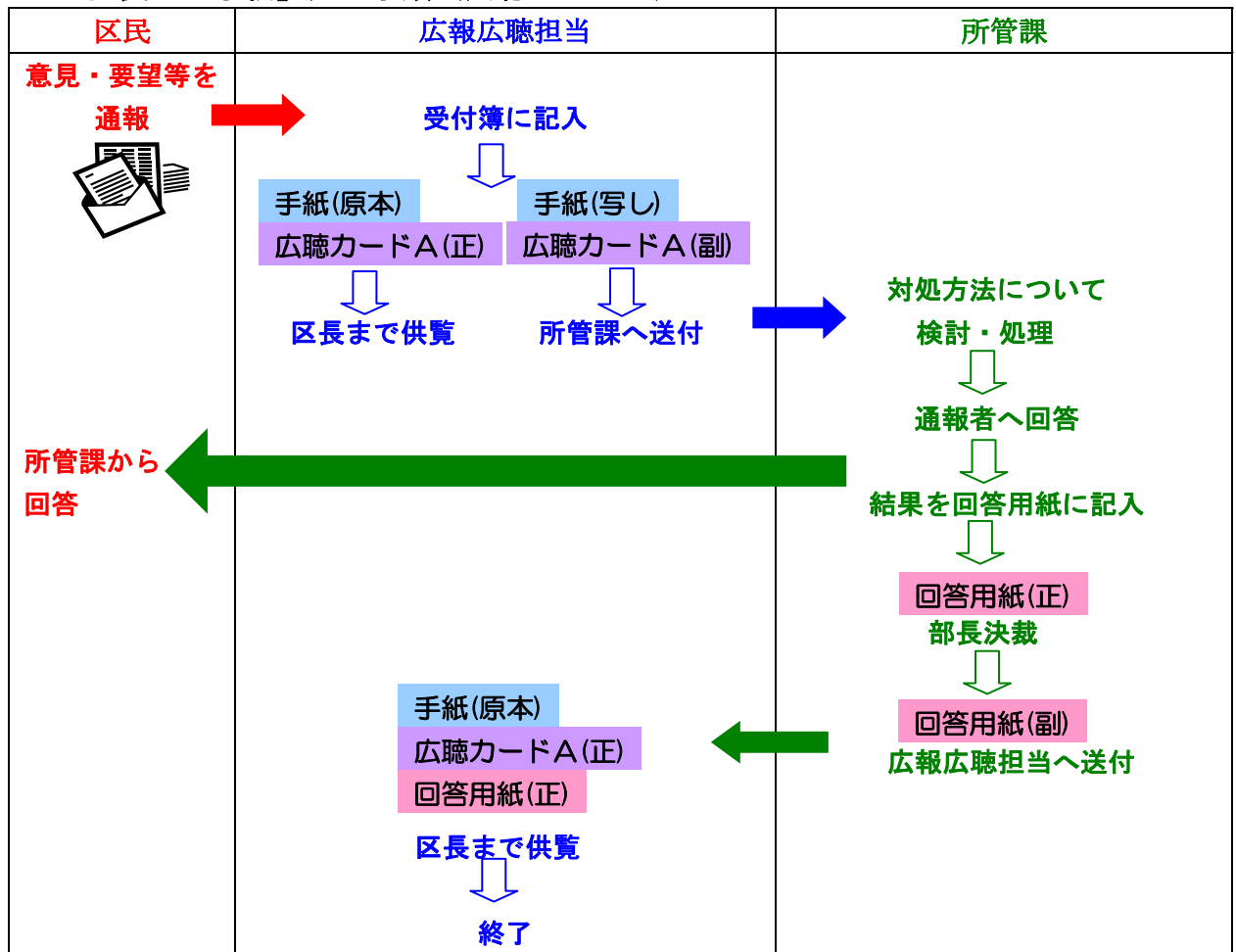
※ 1件に対して複数所管が対応の場合を含む。

#### ■ 広聴カード処理手順

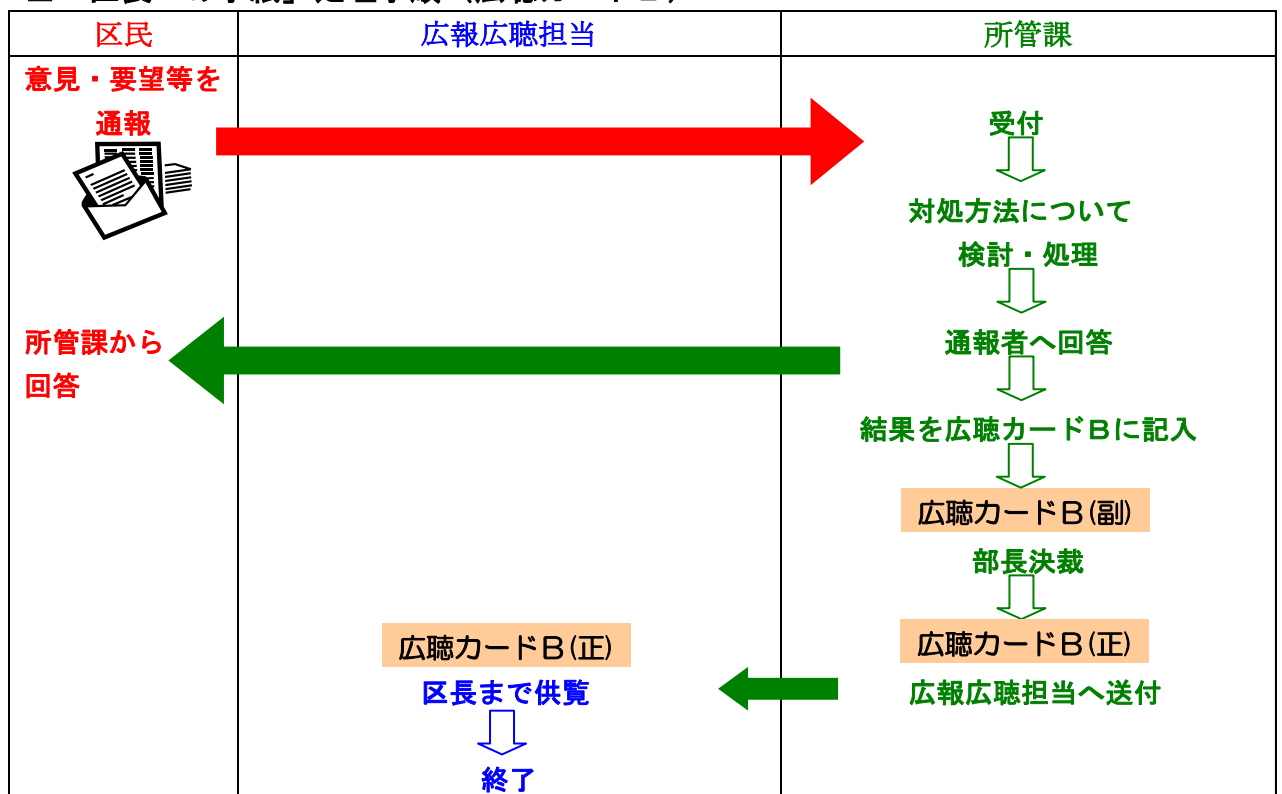
別紙のとおり

|   | 所管部            | 件数  | 割合     |
|---|----------------|-----|--------|
| A | 企画経営室          | 3   | 3.0%   |
| B | ファシリティマネジメント担当 | 0   | 0.0%   |
| C | 総務部            | 9   | 9.0%   |
| D | 区民部            | 9   | 9.0%   |
| E | 地域力支援部         | 7   | 7.0%   |
| F | 産業観光部          | 3   | 3.0%   |
| G | 福祉保健部          | 19  | 19.0%  |
| H | 子ども・子育て支援部     | 11  | 11.0%  |
| I | 保健衛生担当         | 12  | 12.0%  |
| J | 都市計画部          | 3   | 3.0%   |
| K | 危機管理担当         | 2   | 2.0%   |
| L | 都市整備部          | 10  | 10.0%  |
| M | 資源環境部          | 5   | 5.0%   |
| N | 立体化・まちづくり担当    | 0   | 0.0%   |
| O | 会計管理室          | 0   | 0.0%   |
| P | 区議会事務局         | 0   | 0.0%   |
| Q | 選挙管理委員会事務局     | 1   | 1.0%   |
| R | 監査委員事務局        | 0   | 0.0%   |
| S | 教育委員会事務局       | 6   | 6.0%   |
|   | 合 計            | 100 | 100.0% |

■「区長への手紙」処理手順（広聴カードA）



■「区長への手紙」処理手順（広聴カードB）



## (2) 請願・陳情

区長宛てに提出され、各課で収受した請願・陳情等は広報広聴担当を経由した後、区長まで供覧するとともに、広報広聴担当では、件名ごとに調書を備え、対応の経過を明らかにしている。

令和5年度に各団体及び個人から提出された請願・陳情等は次のとおりで、総件数は12件である。

### ■受理所管別請願・陳情等実績

| 所 管 部          | 件数 | 担 当 課 別 内 訳       |
|----------------|----|-------------------|
| 企画経営室          | 4  | 広報広聴担当（4）         |
| ファシリティマネジメント担当 | 2  | 財産管理課（2）          |
| 総務部            | 1  | 人権同和・男女共同参画課（1）   |
| 区民部            | 1  | 税務課（1）            |
| 地域力支援部         | 0  |                   |
| 産業観光部          | 1  | 産業振興課（1）          |
| 福祉保健部          | 1  | 高齢者福祉課（1）         |
| 保健衛生担当         | 2  | 保健計画課（1）、生活衛生課（1） |
| 子ども・子育て支援部     | 0  |                   |
| 都市計画部          | 0  |                   |
| 危機管理担当         | 0  |                   |
| 都市整備部          | 0  |                   |
| 環境担当           | 0  |                   |
| 立体化推進担当        | 0  |                   |
| 会計管理室          | 0  |                   |
| 教育委員会事務局       | 0  |                   |
| 合 計            | 12 |                   |

(参考)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
| 12件   | 18件   | 31件   |

### (3) 中学生区議会

未来の墨田区を担う子どもたちに議会制度を実体験させることにより、郷土に対する愛着心、関心を深めてもらうとともに、区政への提案・意見等を聴取し区政の参考とするため、平成6年度から実施している。令和5年度は、すみだの「みんながいきいきと暮らせるまち すみだ」、「安全安心なまち すみだ」、「誰もが楽しめるまち すみだ」についてをテーマに、「第30回中学生区議会」を実施した。なお、名称は、平成12年度まで「子ども区議会」であったが、平成13年度から「中学生区議会」と改めた。

#### ■概要

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 日 時   | 令和5年12月20日（水）午後2時～4時30分                             |
| 場 所   | 墨田区議会議事堂 本会議場及び委員会室（第一、第二、第三）                       |
| テ ー マ | 「みんながいきいきと暮らせるまち すみだ」、「安全安心なまち すみだ」、「誰もが楽しめるまち すみだ」 |
| 中学生議員 | 区立10中学校の代表生徒20名                                     |
| 区側出席者 | 区長、副区長、教育長、各部長                                      |
| 区議会議員 | 議長、副議長、議会運営委員会委員                                    |

#### (4) 区民相談

区民の日常生活における問題や悩みごとについて解決を図るために、区民相談室を設け、専門の相談員が相談に応じている。

##### ■相談事業一覧表

| 相 談             | 内 容                              | 実施日         | 時 間                   | 実施機関                   |
|-----------------|----------------------------------|-------------|-----------------------|------------------------|
| 区民相談            | 日常生活の一般的な相談                      | 毎週<br>月～金曜日 | 午前9時～午後5時             | 広報広聴担当                 |
| 法律・人権相談         | 金銭、借地・借家、離婚、相続、人権などに関する事         | 毎週<br>月・水・金 | 午前10時～11時半<br>午後1時～4時 | 広報広聴担当<br>人権同和・男女共同参画課 |
| 外国人相談<br>(中国語)  | 外国人の日常生活の悩みごと                    | 毎週<br>水曜日   | 午前10時～正午              | 広報広聴担当                 |
| 外国人相談<br>(英語)   | 外国人の日常生活の悩みごと                    | 毎週<br>水曜日   | 午後1時～3時               |                        |
| 行政相談            | 国や行政全般に対する苦情・要望に関する事             | 毎月<br>第1火曜日 | 午後1時～4時               | 総務省東京行政評価事務所           |
| 更生保護相談          | 更生保護・非行などの悩みごと                   | 毎月<br>第4火曜日 | 午前10時～午後4時            | 法務省<br>東京保護観察所         |
| くらしと事業の<br>手続相談 | 遺言・相続・ビザ・離婚、許認可申請などの書類作成、相談に関する事 | 毎週<br>火曜日   | 午後1時～4時               | 東京都行政書士会<br>墨田支部       |
| 不動産一般相談         | 不動産取引一般に関する事                     | 毎週<br>金曜日   | 午後1時～3時               | 東京都宅地建物取引業協会第3ブロック     |
| 交通事故相談          | 交通事故のトラブルなどに関する事                 | 毎週<br>月～金曜日 | 午前9時～午後4時             | 東京都交通安全協会              |
| 法律（登記等）相談       | 不動産や会社の登記、相続・遺言、成年後見に関する事        | 毎週<br>木曜日   | 午後2時～4時               | 東京司法書士会<br>墨田・江東支部     |
| 税務相談            | 税金に関する事                          | 毎月<br>第2・4木 | 午後1時～4時               | 東京税理士会<br>本所支部・向島支部    |
| 年金・労務相談         | 各種年金、労務管理などに関する事                 | 毎月<br>第1・3水 | 午後1時～4時半              | 東京都社会保険<br>労務士会墨田支部    |

※実施日、時間は令和5年度の実施状況

## ■事業内容及び実績

### ◎区民（身の上）相談

日常抱える問題や悩みごとについての相談に応じている。相談形態としては、面接と電話がある。

（令和５年度実績）

（単位：件）

| 相 談 内 容 |     |      |      |     |     |      |       | 計     |
|---------|-----|------|------|-----|-----|------|-------|-------|
| 土地建物    | 相続  | 家族家庭 | 年金労務 | 金銭  | 税金  | 近隣環境 | その他   |       |
| 604     | 764 | 469  | 146  | 301 | 374 | 208  | 1,005 | 3,871 |

### ◎法律・人権相談

動産・不動産などの財産関係、金銭の貸借関係、親族関係など生活上の様々な法律問題について、弁護士が相談に応じている。

（実績）

（単位：件）

| 相 談 内 容      | 令和５年度 | 令和４年度 | 令和３年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 土地・建物        | 81    | 67    | 48    |
| 借地・借家        | 126   | 135   | 111   |
| 金銭           | 83    | 79    | 74    |
| サラ金・クレジット    | 20    | 15    | 12    |
| 相続           | 185   | 177   | 162   |
| 結婚・離婚        | 93    | 107   | 110   |
| 親子（養子・扶養）・家族 | 38    | 49    | 37    |
| 戸籍           | 5     | 1     | 1     |
| 労働           | 28    | 22    | 29    |
| 相隣           | 38    | 37    | 36    |
| 損害賠償         | 82    | 74    | 80    |
| 商事・会社        | 11    | 24    | 21    |
| 刑事           | 14    | 9     | 6     |
| 環境           | 1     | 3     | 2     |
| 人権           | 3     | 3     | 2     |
| その他          | 64    | 67    | 63    |
| 合計           | 872   | 869   | 794   |

※ 人権相談は、国民の基本的人権を守り、自由人権思想の普及を図るため、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じている。なお、墨田区では、人権をめぐる問題については法律的な解決を求めることが多いことから、区の法律相談員を人権擁護委員として推薦している。

### ◎外国人相談

外国人を対象に、中国語・英語による相談に応じている。

（令和５年度実績）

・中国語： 25件      ・英語： 2件

## ◎その他の専門相談

(令和5年度実績)

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 行政相談        | 4 件     | 更生保護相談    | 1 5 件   |
| くらしと事業の手続相談 | 2 6 6 件 | 不動産一般相談   | 1 2 6 件 |
| 交通事故相談      | 3 8 6 件 | 法律（登記等）相談 | 2 9 3 件 |
| 税務相談        | 1 0 2 件 | 年金労務相談    | 7 4 件   |

## (5) ホームページ

開かれた区政を実現するため、区政全般の情報を提供するとともに、区政に対する意見・提案・要望等ホームページを通じて収集している。意見等の取り扱いについては、区長への手紙と同様にしている。

平成17年度は、区ホームページの統一化とWEBアクセシビリティへの配慮を目的として、CMSを導入し、全面リニューアルを行った。

平成22年度は、外国語による情報発信を推進するため、区のホームページを、英語、中国語、ハングルに自動翻訳するサービスを導入した。

平成27年度は、区ホームページをさらに「誰もが使いやすい」「情報が探しやすい」「伝わる」ホームページにするため、リニューアルを行った。

令和2年度は、様々な端末での閲覧に適した「レスポンスデザイン」の導入や、全ページの常時SSL通信化等、各種改善をするためにリニューアルを実施した。

令和4年度は区ホームページの掲載情報を多言語で機械翻訳する「多言語翻訳サービス」を導入した。

### ■開設日

平成12年7月25日

### ■リニューアル

平成17年6月1日、平成27年10月1日、令和2年9月29日